

## 学校法人阪南大学役員報酬及び評議員報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は学校法人阪南大学(以下「法人」という。)の役員報酬及び評議員報酬その他の事項を定めるものである。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人で勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 常任理事とは、学校法人阪南大学寄附行為第16条第3項に規定する理事をいう。
- (5) 職員理事とは、法人の職員としての給与を支給されている理事をいう。
- (6) 評議員とは、全ての評議員をいう。
- (7) 非常勤の評議員とは、常勤の評議員以外の者をいう。

### (役員報酬の種類)

第3条 役員報酬は月額報酬、賞与及び役員手当に区分する。

### (役員報酬の額)

第4条 役員報酬の額は、その種類に応じ当該各号に定める額を上限として、理事会において決定する。

- (1) 月額報酬 別表1に定める額
- (2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額
- (3) 役員手当 別表3に定める額

2 役員報酬の支給対象は理事長及び、常任理事とする。ただし、常任理事のうち職員理事には前項第1号及び第2号の役員報酬は支給しない。

### (役員報酬の支給と控除)

第5条 役員報酬は、法人の職員の給与及び賞与の支給日に支給する。税金、社会保険料及びその他は、役員報酬から控除する。

### (役員報酬の減額)

第6条 役員が病気その他の事由によって長欠した場合その他の特別な事情がある場合には、理事会の議決によりその役員報酬を減額することがある。

### (通勤手当の取扱い)

第7条 通勤手当は、常勤の役員の通勤の実態に応じて、その実費を支給する。ただし、職員理事は除く。

(退職金の支給)

第 8 条 役員(学長又は校長以外の職員理事を除く。)が学校法人阪南大学寄附行為第 12 条第 4 項により退任するとき、退職金を支給する。

2 退職金とは、退職慰労金、退職功労金及び退職特別功労金をいう。

3 退職慰労金の支給対象及び支給基準は、次のとおりとする。

(1)理事長 月額報酬×在任月数×0.23

(2)常任理事(学長、校長を除く。)

月額報酬×在任月数×0.17

4 退職功労金の支給対象は、常任理事のうち学長及び校長とし、支給基準は次のとおりとする。

5 万円×在任月数

5 非常勤の役員で、法人の振興に特に功績のあった者が退職するとき、理事会の議決により退職特別功労金を支給することができる。

6 役員の退職金は、第 3 項及び第 4 項にかかわらず、特別な事情がある場合には、理事会の議決によりその額を増減又は支給しないことができる。

(評議員報酬)

第 9 条 評議員に対しては、報酬等を支給しない。

(非常勤の役員及び非常勤の評議員への旅費支給)

第 10 条 非常勤の役員及び評議員が理事会等の会議に出席した場合には、交通費及び日当(日額 10,000 円)を支給するものとする。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の意見聴取ののち理事会の議決を経て、理事長が行う。

附 則(令和 7 年 2 月 27 日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1(月額報酬の額)(第 4 条関係)

| 役職名  | 報酬の上限額       |
|------|--------------|
| 理事長  | 月額 950,000 円 |
| 常任理事 | 月額 840,000 円 |

別表 2(賞与の額)(第 4 条関係)

| 役職名  | 賞与額(年額)       |
|------|---------------|
| 理事長  | 月額報酬の 6.7 か月分 |
| 常任理事 | 月額報酬の 6.7 か月分 |

別表 3(役員手当の額)(第 4 条関係)

| 役職名                 | 月額        |
|---------------------|-----------|
| 理事長                 | 140,000 円 |
| 常任理事<br>(学長、校長を除く。) | 140,000 円 |
| 常任理事<br>(学長、校長)     | 70,000 円  |